

# カワラハンミョウ保護管理計画

## 1 保護対象種の概要

### カワラハンミョウ

*Cicindela laetescripta* Motschulsky, 1860

### コウチュウ目ハンミョウ科

#### (1) 生態等

体長 15mm 前後。上翅は白に銅緑色の模様があり地域によって模様に変異がある。細砂の河口や海浜に生息し、成虫は7～8月に出現する。砂上を敏捷に歩行し、近づくとよく飛翔する。北海道、本州、四国、九州に分布し、全国的に激減している。国外では極東アジアなどに分布する。



- ・ 生息域：幼虫期は浜辺寄りの砂地で暮らし、越冬は内陸寄りの林で行う習性があるので、海浜植生は生息のために欠かせない環境である。海浜性ハンミョウは、比較的良好な自然海岸でないと見られないことから海岸の指標昆虫とされている。
- ・ 食性：肉食性で、昆虫類、多足類、甲殻類などを捕食する。幼虫期は地中に穴を掘り、その入り口にて待ち伏せをして通りがかった小動物を捕食する。成虫は移動しながら餌を探し捕食する。
- ・ 繁殖期：6月～8月
- ・ 寿命：3年（幼虫期：2年）

#### (2) しまねレッドデータブック等による評価

しまねレッドデータブック（2004）においては、絶滅のおそれが最も高い「絶滅危惧Ⅰ類」に分類されている。（環境省レッドリスト（2012）：絶滅危惧ⅠB類）

## 2 島根県におけるカワラハンミョウの状況

#### (1) 県内での生息地域及び生息状況

本種は、江津市以西の海浜の河口付近に局所的に生息するが、個体数はきわめて少ない。

## (2) 存続を脅かす原因

大規模工事等による海浜の減少や攪乱、堆砂の移動除去、漂着物の堆積など環境の悪化。売買目的の過剰な捕獲。車輛の乗り入れ。

## (3) 現在までの保護事業

島根県では平成 18 年度から生息状況調査等を継続して実施。

# 3 保護管理事業の目標

## (1) 維持すべき生息環境

カワラハンミョウが生息している海浜環境を保全することにより本種の安定的に存続できる状態を目指す。

## (2) 捕獲圧の低減

違法な捕獲ゼロを目指す。

# 4 保護管理事業の区域

県内における本種の生息地

# 5 保護管理事業の内容

## (1) 個体群の保全及び管理

### ア モニタリング

カワラハンミョウの生息地は個体群の衰退と環境の変化が進んでいることから、生息状況に係る定期的なモニタリングを実施する。

### イ 生息地における捕獲の防止

カワラハンミョウは「島根県希少野生動植物の保護に関する条例」により指定希少野生動植物の種に指定され捕獲が禁止されていることを積極的に周知するため、標識の設置等を行う。また、地元保護団体等を希少野生動植物保護巡視員等として認定し、巡視員等のパトロールにより違法な捕獲の防止効果を高める。

## (2) 生息環境の保全及び管理

### ア 海浜環境の適正な維持管理

カワラハンミョウを保全するためには、自然状態の海浜を維持することが最大の保全対策であることから、本種の生息が確認されている海浜の適正な維持管理について海岸管理者等と連携しながら行う。

#### イ 生息地等保護区の指定

種の指定のみでは保護が十分に図られない場合には、「島根県希少野生動植物の保護に関する条例」による生息地等保護区の指定を検討する。

### (3) 普及啓発の推進

カワラハンミョウの生態や保護の必要性、保護管理事業の実施等についてパンフレットでの啓発や観察会の実施などにより県民理解の醸成を図る。

観察会においては必要に応じて捕獲し、個体の観察を行い、観察後には放虫する。

また、生息地及びその周辺地域における自主的な保護活動が展開されるよう活動の支援に努める。

## 6 他の法的規制等

海岸法

河川法

都市公園法

森林法（保安林）

## 7 事業推進の連携体制

カワラハンミョウ保護管理事業の実施に当たっては、関係行政機関・地元住民・研究機関・民間団体・事業者・希少野生動植物保護巡視員等による連携を図り、効果的に事業を推進する。

### 【用語説明】

■生息地等保護区：知事が指定希少野生動植物の保護のため必要があると認めるときに、その個体の生息地等及びこれと一体的にその保護を図る必要がある区域であって、その個体の分布状況及び生態その他その個体の生息等の状況を勘案してその指定希少野生動植物の保護のため重要と認め、指定を行った区域。（島根県希少野生動植物の保護に関する条例第19条）